

公益財団法人岐阜県浄水事業公社 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社（以下「公社」という。）定款第13条及び第30条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員、評議員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、報酬、役職手当、通勤手当及び期末手当とし、報酬、役職手当、通勤手当は月額支給し、期末手当は6月及び12月に支給する。
- 3 非常勤役員のうち、特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う監事には、報酬を支給することができる。
- 4 前項の監事の報酬は年額とし、9月及び3月に支給する。
- 5 非常勤役員及び評議員（地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である者を除く。）が職務のため会議等に出席したときは、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に支給する報酬等の額は、別表第1「常勤役員に支給する報酬等」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。ただし、岐阜県及びその他地方公共団体から派遣された者の報酬等の額については、公益財団法人岐阜県浄水事業公社給与等規程に定める派遣職員の給与等の例に準じて、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 常勤役員に支給する通勤手当の額は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社給与等規程に定める公社職員の例に準ずるものとする。
- 3 前条第3項の監事に支払う報酬の額は、別表第2「非常勤監事に支払う報酬の額」のとおりとし、評議員会の決議において決定する。
- 4 前条第5項の非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額は、別表第3「非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額」のとおりとする。

(費用の支払)

第5条 社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席したときには旅費を支払う。ただし、役員又は評議員が地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である場合は、その者からの請求があった場合に限り支払う。

3 前項に定める旅費の額は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社給与等規程に定める公社職員の例に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 第3条第2項に定める常勤役員の報酬等の支給方法は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社給与等規程に定める公社職員の例に準ずる。

(公表)

第7条 社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年第5回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「役員報酬規程」という。)は、平成26年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の役員報酬規程を適用する場合には、改正前の役員報酬規程に基づき支払われた期末手当は、改正後の役員報酬規程による勤勉手当の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年第1回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「役員報酬規程」という。)は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年第5回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「役員報酬規程」という。）は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年第1回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「役員報酬規程」という。）は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年第5回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「役員報酬規程」という。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年第6回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「役員報酬規程」という。）は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年第5回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年第5回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年第5回岐阜県議会定例会に上程された「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」の公布の日から施行し、改正後の公益財団法人岐阜県浄水事業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員に支給する報酬等（第4条第1項関係）

| 区 分 | 報酬 | 役職手当 | 期末手当 |
|------|------------------|------------------|----------------------|
| 常勤役員 | 50万円／月までの 範囲内 | 10万円／月までの 範囲内 | 報酬月額×2.4／年までの 範囲内 |

別表第2 非常勤監事に支給する報酬の額（第4条第3項関係）

| 区 分 | 報酬の額 | 摘 要 |
|-----|------------------|---|
| 監 事 | 15万円／年までの 範囲内 | 特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者 |

別表第3 非常勤役員及び評議員に支給する報酬の額（第4条第4項関係）

| 区分 | 報酬の額 | 職務の内容 | 摘 要 |
|-----------------|------------|---------------------------|----------------------------|
| 理事 監事 評議員 | 10,500 円／日 | 職務のため、理事会又は評議員会等の会議に出席した時 | 地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職でない者 |